

「熱中症対策に資する現場管理費補正の試行について」 Q & A

Q 1. 環境省が公表している暑さ指数 (WBGT) はどのように把握するのか。

A 1. 環境省熱中症予防情報サイトのホームページで確認できます。

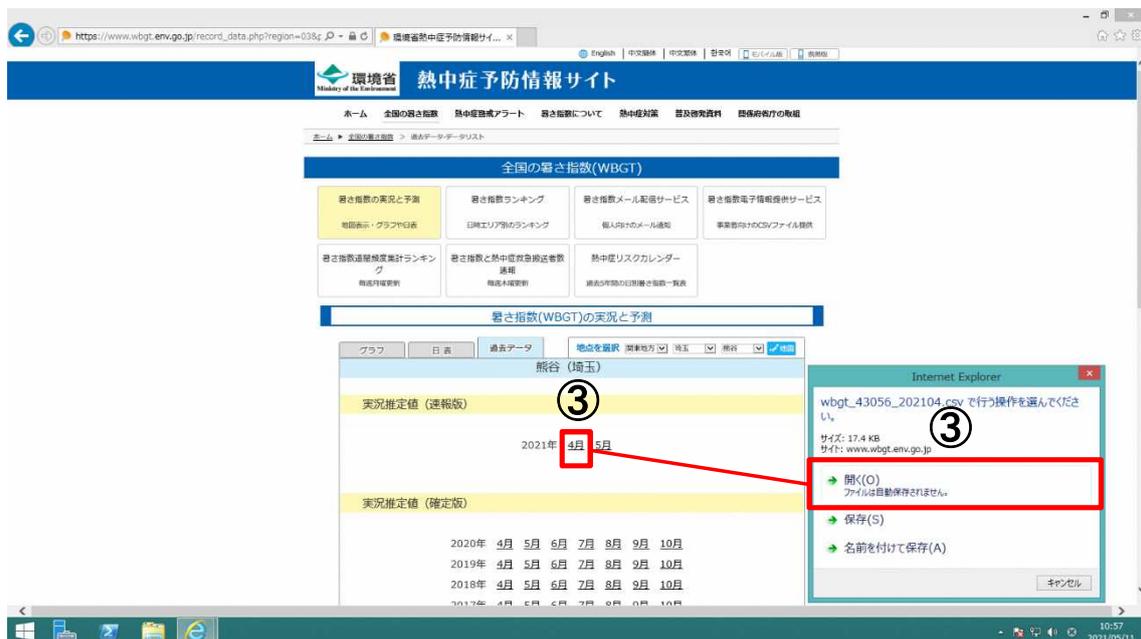
URL http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt_data.php

上記のアドレスを入力すると以下の画面が表示されます。

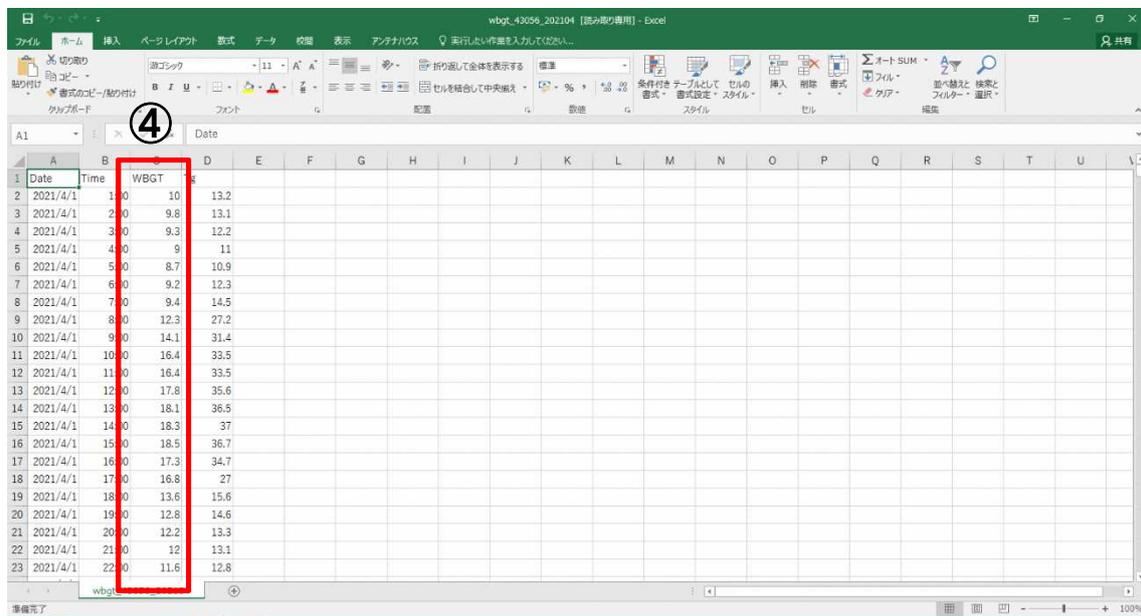
①地点を選択で「関東地方」「埼玉」「熊谷」を選択する。

②過去データを選択する。

以下の画面が表示されます。



③過去データタブを選択後、該当する何月を選択し、CSVファイルを開くと以下の画面が表示されます。



④CSVファイルから、「WBGT」の値を読み取ります。

Q 2. 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温はどのように把握するのか。

A 2. 気象庁のホームページで確認できます。

URL <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>

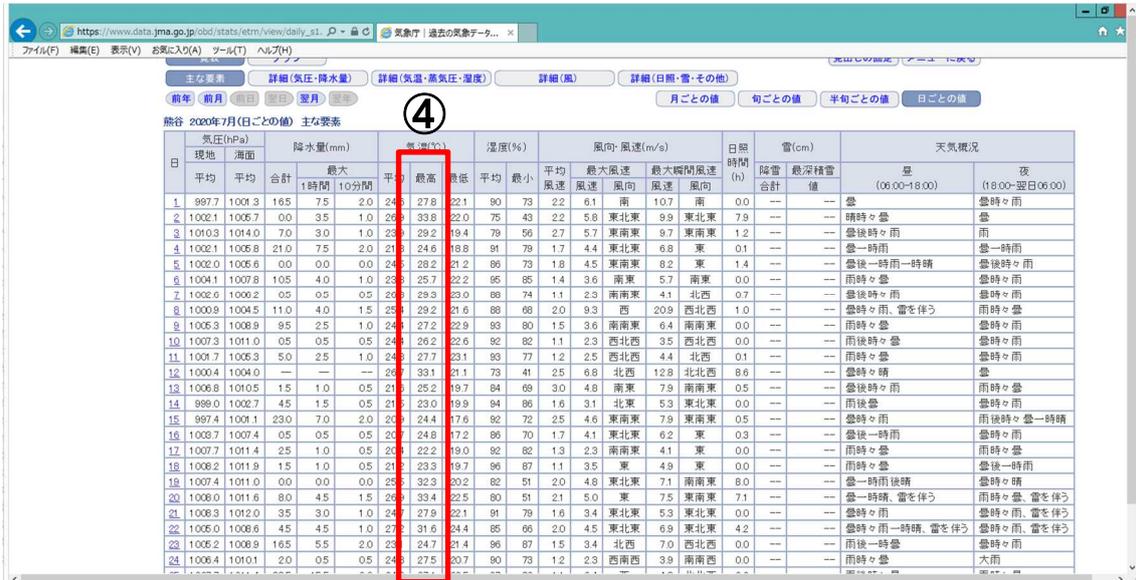
上記のアドレスを入力すると以下の画面が表示されます。



①地点の選択をクリックして「埼玉県」、「熊谷」を選択する。

②該当する「年」、「月」を選択する。

③「日ごとの値を表示」を選択する。



④上記の画面が表示され、選択した年月の日ごとの最高気温が確認できます。

Q 3 発注者への報告はいつまでに行えば良いか。

A 3. 現場管理費の補正については、真夏日における熱中症対策の実施を確認したうえで変更契約により対応しますので、発注者が設計変更の作業を行うまでには報告する必要があります。現場作業の完了日が契約工期末日に近い場合は、設計変更に要する日数が確保できない場合がありますので、監督員と協議して決定してください。

Q 4. 発注者への報告は、どのようにして提出すればよいか。

A 4. 工事記録に【様式1】及び実施状況写真、真夏日（率）の根拠資料（環境省及び気象庁が公表している資料）、現場稼働が証明できる資料の複写を添付して、提出してください。

Q 5. 【様式1】を提出されたのち、休工日の確認はどのように行うのか。

A 5. 休工日の確認方法として、日報やKY活動等の記録の複写を提出してもらい確認することを考えています。

Q 6. これまで工事において熱中症対策を行った場合は、工事成績評定における「創意工夫」として取り扱われることがあったかと思うが、熱中症対策を行い、現場管理費補正が行われた場合でも「創意工夫」として取り扱われるのか。

A 6. 熱中症対策を実施した場合は、現場管理費補正を行うこととしたため、標準的な取り組みとし、「創意工夫」としては取り扱いません。

Q 7. 受注者が熱中症対策の実施を希望したのち、結果的に熱中症対策が未実施となった場合、なんらかのペナルティが科せられるのか。

A 7. 現場管理費の補正にならないだけで、ペナルティの対象にはなりません。

Q 8. 休工日とはどのような日をいうのか。測量作業を行う日や、現場事務所で内業のみを行う日は作業日か休工日か。

A 8. 真夏日における屋外作業について熱中症対策を講じる場合の経費の補正を行うことを目的としていますので、屋外作業を行う日以外は休工日として報告してください。したがって、屋外で測量作業を行う日は作業日となり、現場事務所での内業を行う日は休工日となります。

Q 9. 熱中症対策として、具体的にはどのような対策を実施するのか。

A 9. 熱中症とは、気温や湿度が高いまたは風が弱い状況で作業を行うことにより、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温の調整機能が働かなくなることで体温の上昇、めまい、けいれん、頭痛などの症状を起こすことです。したがって、このような状態に陥らないように防止する対策全てが熱中症対策と考えられます。

具体的には、

(1)屋外作業環境の改善

- ①大型扇風機、送風機、ミスト扇風機、メッシュシート等の遮光設備、簡易給水所、日よけテント等の設置
- ②散水による現場の温度低下 など

(2)休憩所の整備

- ①エアコン、給水器、シャワー室の設置
- ②冷蔵庫、製氷機、自動販売機の設置 など

(3)作業管理

- ①作業時間の短縮、休憩時間の確保、早出・早帰り
- ②水分、塩分の補給（熱中症対策キットの設置保管等）
- ③通気性の良い服装、遮光チョッキ、空調服の着用
- ④ヘルメット取付電動ファン など

(4)健康管理

- ①熱中症対策として労働者の体調チェック、健康管理
- ②作業中の巡視（水分・塩分の摂取確認、経口補水液や冷却用品を搭載した冷房車両の巡回）
- ③作業責任者に熱中症計を携行させ、作業員に注意喚起 など

(5)熱中症に関する教育

①労働者を対象とした熱中症に関する安全教育を実施（定期的な実施）など以上のような対策が考えられますが、ここに列記した以外にも、熱中症を防止するために行った対策であれば原則対象となります。

Q10. 補正の適否を判断する基準はあるのですか。

A10. 熱中症を防止するために行った対策であれば原則対象となります。熱中症対策の内容や程度の大小、頻度など、補正の適否を判断する基準はありません。熱中症対策は、通常の現場管理費に含まれていないと考えます。